

◎2018年6月定例会・一般質問

◎知事答弁、田辺の再質問・意見、知事再答弁

<小川洋知事>

お答えを申し上げます。まず初めに、予防接種の免疫を消失したお子さんへの再接種の問題であります。

骨髄移植や小児がん等の治療過程で免疫抑制剤等を使用した場合、発病前に受けた予防接種によって得られた免疫が、低下もしくは消失することがあります。これらの場合の治療後の再接種は、個人の発病予防という観点からは有効であると、このように考えております。

本県におきましては、再接種を行うお子さんに対する助成制度を創設した市町村は今のところありません。他の自治体におきましては、ご指摘がありましたように制度を創設した例があることを承知いたしております。

これら既に導入されている助成制度、その目的読ませていただきますと、その多くは、個人の感染予防、あるいは保護者の経済的負担の軽減、このようにされておりますけれども、制度の創設は、骨髄移植等以外の理由で免疫が不十分である方とのバランスの問題、まん延予防というよりは個人の感染予防という観点が強く、集団予防としての意義が薄い、そういった課題があるのではないかと考えております。

先行して助成制度を創設されております自治体の事例について、国の方では、全国の予防接種担当者が集まります研修会の場を通じて周知を図っておりまして、本県におきましても、市町村の予防接種担当者、これを対象とする研修会の場におきまして、その導入された制度の趣旨や目的について、情報共有を行ってまいります。

次に、定期接種の再接種に係る国への要望でございます。

予防接種法に基づく定期接種は、感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として実施されております。

先ほども申し上げましたけれども、医療行為により免疫を失った場合の再接種につきましては、まん延予防というより、その方個人の感染予防の観点が強うございまして、集団予防としての意義が薄い、そういったことから、平成28年の地方分権改革に関する提案募集において、国は、このような場合の再接種を定期接種として認めることは「困難」であると、そのように回答したのではないかと考えております。

国におきましては、今年度、予防接種法の見直しが行われることとなっております。併せて、他県といたしましては、国における今後の動きを注視してまいります。併せて、他県の動向について、情報収集に努めてまいります。

次に、骨髄ドナーに対する助成制度でございます。

骨髄等移植の推進は、本来、国全体で取り組むべき課題であると考えております。全国衛生部長会におきましても、骨髄移植につきましては、ドナーと患者との適合率が低いことから、日本赤十字社が全国的な規模で、その適合性を判断し、骨髄等の提供が行われている、そういう実態を踏まえまして、骨髄等の提供を行いやすい環境の整備につきましては、それを国が行うのが適当である、このような意見を持っているわけであります。

一方で、骨髄等の提供を行いやすい環境を整備していく観点から、ドナーの方に対して、休業補償を目的とした助成制度を独自に創設する自治体が、県内の市町村も含めて、増加をしております。

平成29年度までに創設した12の都府県におきまして、制度創設前と29年度の骨髄等提供件数、その比較をやらせていただきました結果、7府県が増加をし、5都県が減少をしているところであります。このため、先行した、先行的に取り組んでおられる自治体のその後の状況、これについて情報収集をしながら、全国及び本県における移植の必要な方々の人数、提供者数、ドナー登録者数、その年齢構成やその推移、地域間を越えた移植の状況等、総合的に調査・研究を進めていきたいと、このように考えております。

次に、骨髄ドナー休暇制度の普及拡大と国の休業補償制度創設についての働きかけでございます。

企業に対する骨髄ドナー休暇制度の導入につきましては、県が発行しております「労働ふくおか」等でその普及啓発をはじめ、約3250社の「がん登録推進事業所」へのメールの配信、事業所を対象とした各種セミナー等の場を活用して、その働きかけをしてきております。

登録の少ない若年層に対しましては、多くの若者が参加をされますことから、今年の1月でございますが、41の市町村の成人式で、また4月には、73の事業所の入社式で、このドナー登録のお願いをするパンフレットを配布させていただきました。

次に、高齢者のペット飼育についてでございます。

ペットは、私たちの生活に潤いと安らぎをもたらす、また、これに触れることで血圧が下がったり、表情が豊かになったり、心が落ち着くなど、高齢者の心身の健康への効果というものがある、期待できると、このように考えております。

一方で、高齢者の方が飼育する犬・猫に関しましては、飼主の体調不良、入院などの健康上の理由により飼育が困難になったり、十分に世話ができないことにより悪臭、鳴き声といった周辺生活環境が悪化するなど、そういった相談が寄せられているところでございます。その件数を見ますと、平成27年度107件、28年度165

件、29年度178件と増加をしてきております。

本人、家族、近隣の方から相談を受けた県の保健所では、必要に応じて市町村と一緒に現地調査を行い、譲渡や飼育環境の改善などにつきまして助言を行っております。また、やむを得ない場合には、引取りを行っております。

高齢者からの犬・猫の引取り頭数でございますけれども、平成27年度70頭、28年度94頭、29年度124頭と増加をしております。

このうち、新たな飼主に譲渡されたものの割合は全体の統計の中では分かりません。分かりませんが、昨年度、県が引き取った全ての、どなたから引き取ったかは別にして、全ての犬・猫のうち、譲渡されたものは約2割ございます。

所有者から引き取りました犬・猫のうち、高齢者からの引取り頭数は、大体約3分の1を占めておりますために、高齢者やご家族に対し、譲渡先の確保や飼育環境の改善などに役立つ助言をしていくことによりまして、引取り頭数を減少させていくことが、殺処分数削減のために、重要なことであると、このように考えております。

このため、高齢者のペット飼育の支援でございますけれども、高齢者のペット飼育に関しましては、飼育が困難となったり、生活環境が悪化する問題が生じておりまして、近年、相談件数や引取り件数が増加傾向にございます。そのことから、そうした問題を未然に防ぐ必要性というものは高くなってきていると考えておりまして、今後、高齢者のペット飼育を充実させるために、高齢者の生活に関わっておられますケアマネージャー等介護職の方々、動物愛護業務を所管する市町村及び県の保健所等が連携することが重要であると、このように認識いたしております。

このため、市町村及び県の高齢者福祉担当部局、地域包括支援センター、介護関係団体、そして市町村及び県の動物愛護担当部局等で、この高齢者のペット飼育に係る効果的な連携と支援のあり方について検討を進めてまいります。

その際、高齢者のペット飼育支援を行っておられますNPO団体など民間の組織の活動についても、その情報収集しながら、連携のあり方について検討をしていきたいと、このように考えております。

<田辺の再質問・意見>

ご答弁をいただきました。

高齢者のペット適正飼育支援については、地域包括ケアシステムの多様な主体が連携し、さらには民間組織と連携することが必要という認識、これを示していただきましたので、早急に協議体を設置することを求めます。

骨髄ドナー支援について、本来、国全体で取り組むべき課題であることは私も認識を共有しておりますけれども、国が取り組まないで、一人でも多くの命を救おうと、志有る都道府県や市区町村が制度を創設しています。知事に対し、国が取り組んでいない、だから国が取り組むまでは地方自治体として主体的に取り組むべき、ということであらためて指摘をし、知事の姿勢に変化の兆しが見えていると、今受け止められましたので、これ以上は今回は申さないようにしておきます。

さて、予防接種の再接種について、知事には政治家としての決断を求めたつもりでした。知事の答弁は、地方自治体ではなく、国の考えを代弁したように聞こえざるを得ません。本件は、このケースですね、本件は、助成制度を実施するにせよ、実施しないにせよ、どちらも理屈は成り立ちます。現に、私の取材などによると、大阪府は松井一郎知事が、府民から寄せられた意見でこの問題を知り、「なんとかしてやれへんのか」と助成制度の立案を庁内に指示したことが契機となったといえます。名古屋市の河村たかし市長は昨年、メディアに対して「全額助成でええ。苦労している子どもさんとお母さんを助けないかん」と述べており、今年度から制度が始まりました。苦しい状況にある住民の方々を慮ってのトップダウンといえます。

そこで、知事に再質問をいたします。こうした自治体の首長たちが、どうしてこのような判断をなし得たのか、ということ念頭に置いていただいたうえで、今回の質問に対する答弁で、知事は、市町村の担当者研修会の場で制度の趣旨や目的などについて情報共有を図るという考えを示していただきましたが、これは、予防接種の免疫を消失した子どもやそのご家族を「なんとかしたい」との思いから、市町村における制度創設を後押しする意図で行うものなのか、知事の価値観が明確になっていないので、お聞きをいたします。ご答弁よろしく願いいたします。ありがとうございました。

<小川知事>

お答えを申し上げます。先ほどもご答弁をさせていただきましたけれども、新しい補助制度の創設につきましては、他の理由で免疫が不十分である方々とのバランスの問題、またまん延防止というよりも個人の感染予防の観点が強い、集団予防としての意義が薄いと、そういった問題が一方であるわけでありまして、そういうこともありまして、また、他にもこの方々よりも緊急にこういったご支援が必要な方がいるのかいないのか、そういったこともありますので、それらを十分に確認する必要があると、私自身は考えております。そのため、現段階では導入ということは考えていないということで申し上げます。

一方で、研修会の場で、いろいろ先行した事例についてですね、ご紹介をする、その趣旨目的をご紹介をするということは、そういった実態があること、それからそういった動きがあるということをして市町村、県内の市町村の皆様幅広く共有をしていただく、そのことをまず始めたいと、このように思ったわけでありませう。

<田辺の再々質問>

制度創設に対しての慎重な姿勢の意味は分かりましたが、この先進的など私は受け止めていますけれども、全国で先進的、先行した助成制度を創設した事例が出てくることについて、県内の60市町村に対して、この制度があるよと、これは何なんだよということを伝えるわけですよ。市町村の研修会の場で、なぜ伝えるのか、ということですよ。この制度が、意義あるものだということを、知事が認めるから、もしくは県として検討に値する取り組みなんじゃないかと思うから、研修会の場で市町村担当者の皆さんに知ってもらおう。そして、各市町村に主体的にこの制度をどうすべきかということを考えてもらう機会を創出するということではないかと私は思っています。国が都道府県、国がですね、地方に対する回答の中で示したことを踏まえて閣議決定で、こうした事例について自治体に周知を図るということになった、それは何ですかという話ですね。この先行して取り組まれている制度が、もし意義なきものなら、当然、国もそうした周知という行為には至らないと僕は解しています。ですから、政治家としての知事に、一人一人の命を守っていくんだという観点から、この制度を市町村、せつかく研修会の場で周知を図ると言っていたわけですから、その含意は何かということをしっかり聞きたいという思いで、再々質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

<知事の再々答弁>

お答えを申し上げます。国の方では、制度として国が対応している、そういう段階には今ないわけでありませう。制度の導入についてはないわけでありませう。しかしながら、一方で、こういった先行している事例があると、こういった自治体もある、こういった考え方もある、ということについては、広く国民の皆様、市町村の皆様知ってもらった方がいいと、そういう判断は国がしているわけですね。私もそれに近い、それと同じような感じでごさいます、この県にとってこの制度を導入する、今するかと言えは、先ほど申し上げましたようなことがありませう、それについては、まだいろいろ詰めなさいかん、考えなさいかん、検討しなければいかんことある。その一方で、こういった別の自治体、あるいは市町村におきませう、都道府県あるいは市町村、府ですねこの場合は府、それから市町村でやってるケースがありますので、その時のその人たちの

考え方、それらについては、広く知っていただいて、こういった議論をしていくうえでは
ですね、すそ野を広げて、いろんな議論が行われていく、その中でいろんな制度の創
設、あるいは変更、改善、そういったものが図られるから、その第一歩としてですね、
県としてはまだ検討する時間がいりますけれども、やっておられる制度の内容につい
ては広く知っていただきたい、と。そういう意味では、国の今やっている考え方と私の
思いというのは、共通するものがあると、このように思っております。